

花見川地区学校跡施設の利用方針（案） 地元代表協議会要望書への対応について

参考資料1

No.	要望書の内容	対応	理由
1	<p>○総合子育て支援センター</p> <p>通常の保育機能だけでなく、問題を抱える状況になった場合でも、その子どもや子育て家庭を支援できるような、病児・病後児保育、障害児の療育や特別支援教育、母子・父子家庭支援等々の機能を有する子育て支援センターの設置(誘致)を進め、若い世代が安心して子育てできる環境整備に活用することを要望する。</p>	—	<p>【認定こども園、保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「千葉市こどもプラン」において、潜在的な保育需要を含めた保育ニーズに対する受け皿の拡充を計画しています。 ・受け皿拡充にあたっては、将来的な人口減少に伴う保育需要低下を視野に入れ、施設の新設を抑制するとともに、幼稚園の認定こども園への移行支援、認可外保育施設の認可保育所への移行支援など、既存施設を活用した手法を基本としています。 ・大規模開発が行われるなど、高い需要が見込まれる地域において限定的に施設を整備することはありますが、保育ニーズが落ち着きつつある花見川区において、現時点で新規に施設整備を行う予定はありません。 <p>【病児・病後児保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、保育中の児童の病態の変化に迅速・適切に対応するため、小児科等の診療所に併設された施設で実施する必要があります、学校跡施設を活用して設置するのは困難です。 <p>【障害児通所支援事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設は、民間事業者による整備促進を基本としています。 ・本施設は小規模の定員で運営することが可能であり、空き店舗やビルの一室などを利用して設置することもできることから、市が土地・建物を提供して整備を進める必要性は低いと考えています。 <p>【子育てリラックス館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需給状況に応じ、現在各区に2か所ずつ子育てリラックス館を設置していますが、花見川区においては、当地近隣の花見川団地内及び幕張本郷の2か所に設置済みであり、当地に新規設置を行う必要性は低いと考えています。 <p>【特別支援教育に関する施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年に旧真砂第二小学校跡施設に千葉市立高等特別支援学校を開校したところであり、現時点で特別支援教育に関する施設を整備する予定はありません。
2	<p>○防災拠点としての活用</p> <p>これまで両校が担ってきた災害時の避難場所及び避難所としての機能について、その維持・向上が図られるような跡施設利用を要望する。</p>	<p>○(概ね対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花見川第二小の体育館を災害時の避難所として、体育館及び校庭を避難場所として引き続き指定します。 ・花見川第二小学校一帯（花見川第二小学校跡施設、花見川中学校）を広域避難場所として、引き続き指定します。 ・旧花見川第二中学校跡施設については、利用方針が決まるまでの間、体育館を災害時の避難所として、体育館及び校庭を災害時の避難場所として、引き続き指定します。 	<p>【避難所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花見川第二小体育館を災害時の避難所として引き続き指定します。 ・旧花見川第二中体育館については、利用方針が決まるまでの間、災害時の避難所として引き続き指定します。 ・旧花見川第二中及び花見川第二小に備蓄品を配置するとともに、花見川第二小の非常用井戸も維持します。 <p>【避難場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花見川第二小校庭を避難場所として引き続き指定します。 ・旧花見川第二中校庭については、利用方針が決まるまでの間、避難場所として引き続き指定します。 <p>【広域避難場所】</p> <p>花見川第二小学校一帯(花見川第二小学校跡施設、花見川中学校)を広域避難場所として、引き続き指定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、旧花見川第二中及び花見川第二小の周辺地区において、現在の地域防災計画における想定避難者数分の収容人数を確保できております。
3	<p>○高齢者施設</p> <p>安心して老後を迎えられる老人施設(通所・入所複合型の老人介護施設)の設置(誘致)を進める。また、老幼一体型の施設を模索する。それらの施設では、老人の雇用やボランティアの活用を検討する。</p>	—	<p>【高齢者施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームなどの高齢者施設については、民間事業者による整備を基本としています。 ・公有地などを活用した特別養護老人ホームの整備は、施設が少ない区で行うこととしています(第6期介護保険事業計画)。花見川区は、市全体からみると施設が多い区であることから、現状においては、市が学校跡施設を提供して特別養護老人ホームの整備事業者を募集する必要性は低いと考えております。
4	<p>○新中学校による活用</p> <p>花見川第二小学校跡施設については、新中学校に隣接する立地条件を勘案し、新中学校の教育環境向上のために、校庭の形状改善など、その一部を活用することを含めて、新中学校の環境整備を検討することを要望する。</p>	◎	<p>【校庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花見川中の校庭形状改善のため、花見川第二小の校舎を除却したうえで、花見川中の校庭として活用します。 ・花見川中の通学路の安全確保のため、敷地の一部を歩行空間として活用します。 ・花見川第二小の体育館は、花見川中の暫定体育館として引き続き活用します。 <p>【体育館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花見川第二小の体育館は老朽化が進んでいるものの耐震補強済みで、当面使用を継続することは可能であるため、花見川中の暫定体育館として引き続き活用することとします。
5	<p>○進め方に関する要望</p> <p>跡施設の利用に関しては、要望書の提出後も、具体的な構想・計画の策定、実施の各段階で地域に対する説明、意見集約を丁寧に行い、地元で歓迎され活用される施設となるよう進めていただくことを要望する。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・跡施設の利用については、地元住民の皆様にご理解をいただくことが重要であることから、利用方針(案)や地元代表協議会からの要望書への対応状況の説明会を行うとともに、期間を定めて地元住民の皆様のご意見を募集し、可能なものは利用方針に反映させます。